

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成23年9月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年8月1日	下京区	中堂寺栗田町	1	—	—	平成23年8月1日
	右京区	太秦川所町	3	—	—	
平成23年8月2日	伏見区	醍醐折戸町	1	—	—	平成23年8月2日
		小栗栖森本町	9	—	—	
平成23年8月3日	中京区	西ノ京中御門東町	1	—	—	平成23年8月3日
		西ノ京北壺井町	2	—	—	
		西ノ京上平町	1	—	—	
	右京区	花園八ツ口町	6	—	—	
平成23年8月4日	山科区	勸修寺南大日	—	—	1	平成23年8月4日
	伏見区	深草向畑町	—	—	1	
		深草大亀谷西久宝寺町	—	—	1	
		深草東軸町	—	—	1	
		深草向ヶ原町	—	—	1	
		醍醐西大路町	2	—	1	
平成23年8月5日	伏見区	深草西浦町八丁目	1	—	—	平成23年8月5日
		竹田久保町	11	—	—	
平成23年8月9日	南区	東九条南松ノ木町	1	—	—	平成23年8月9日
		東九条石田町	1	—	—	
		東九条南石田町	2	—	—	
		東九条南松田町	2	—	—	
		東九条宇賀辺町	3	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年8月9日	伏見区	深草西川原町	1	—	—	平成23年8月9日
		深草十九軒町	—	—	1	
		杉本町	2	—	—	
		三栖向町	5	—	—	
平成23年8月10日	右京区	梅津高畝町	2	—	—	平成23年8月10日
		梅津北川町	6	—	—	
		太秦袴田町	1	—	—	
		太秦西野町	4	—	—	
		太秦上ノ段町	2	—	—	
		嵯峨広沢御所ノ内町	1	—	—	
平成23年8月12日	北区	紫竹高縄町	1	—	—	平成23年8月12日
		紫野泉堂町	5	—	—	
		紫野今宮町	21	—	—	
平成23年8月17日	西京区	御陵北山町	1	—	—	平成23年8月17日
		大枝中山町	10	—	—	
		大枝沓掛町	18	—	—	
		上桂前川町	2	—	—	
		牛ヶ瀬山柿町	1	—	—	
		牛ヶ瀬弥生町	15	—	—	
		桂木ノ下町	1	—	—	
		桂芝ノ下町	3	—	—	
		下津林中島町	8	—	—	
平成23年8月18日	伏見区	深草綿森町	—	—	1	平成23年8月18日
		深草大亀谷西寺町	—	—	1	
		深草石橋町	—	—	1	
		醍醐京道町	—	—	1	
平成23年8月19日	伏見区	竹田久保町	22	—	—	平成23年8月19日

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年8月19日	伏見区	竹田中島町	1	—	—	平成23年8月19日
		奈良屋町	1	—	—	
		京町十丁目	3	—	—	
平成23年8月23日	南区	上鳥羽勸進橋町	1	—	—	平成23年8月23日
		上鳥羽西浦町	14	—	—	
平成23年8月24日	中京区	壬生賀陽御所町	8	—	—	平成23年8月24日
	右京区	西院巽町	18	—	—	
平成23年8月26日	左京区	田中門前町	33	—	—	平成23年8月26日
		田中高原町	1	—	—	
平成23年8月30日	山科区	勸修寺東栗栖野町	10	—	—	平成23年8月30日
		栗栖野狐塚	2	—	—	
平成23年8月31日	東山区	本町十四丁目	5	—	—	平成23年8月31日
		福稲柿本町	5	—	—	
	伏見区	深草直違橋十丁目	6	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)